

介護職員等特定処遇改善加算額支給規程

(総則)

第1条 この規程は、介護職員等特定処遇改善加算制度に(令和元年10月より施行)に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう特定介護職員等特定処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算額支給対象者は、当法人が経営する指定介護保険事業(指定訪問介護事業及び認知症対応共同生活介護事業所)に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(介護職員等特定処遇改善加算額の支給について)

第3条 別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日に対象従事者の区分を見直し1年間、介護職員等特定処遇改善加算額を給付割合に応じて一人に対して支給額を算定する。中途採用者については、採用時に区分の決定。
非常勤職員については、常勤換算後少数第3位を切り上げて算定。
10円単位端数は切り上げた額で支給する。

<計算式>

$$\begin{aligned} & \text{特定介護処遇改善加算額} \times \frac{\text{個人の給付割合}}{\text{全員の(個人の常勤換算} \times \text{個人の給付の割合)の和}} \\ & \hspace{20em} = \text{個人の支給額} \end{aligned}$$

<別表 1 >

区分	A 経験・技能のある介護職員	B その他の介護職員	C 介護職員以外の職員
条件	常勤 介護福祉士 勤続 10 年以上 (親和会に介護職員として 5 年以上勤務し、かつ他の事業所で介護職員としての経験年数を 2 分の 1 として計算し、通算 10 年以上)	A 以外の介護職員 管理職と介護職員を兼務する職員	介護職員以外の職員
給付割合	2	1 常勤の場合を 1 とし、非常勤の場合は、常勤換算する。	0.5 常勤の場合を 1 とし、非常勤の場合は、常勤換算する。

(支給期間)

第 4 条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等特定処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第 5 条 特定介護職員処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。

サービス提供月	支給月
5 月・6 月・7 月・8 月・9 月・10 月	12 月 25 日
11 月・12 月・1 月・2 月・3 月・4 月	6 月 25 日

- イ. 支給日が金融機関休業日の場合には前営業日に支給する。
- ロ. 対象サービス提供月に在籍し、且つ支給日に在籍したものに支給する。

(キャリアパスについて)

第6条 キャリアパス表を給与規程の等級別役職区分に準じ別紙1に定める。

(職員への周知について)

第7条 現行制度の周知を図るとともに、介護職員等特定処遇改善加算額支給対象者に、説明を実施し同意を得る。

(運用の適正化について)

第8条 制度期間中は、介護職員等特定処遇改善加算の運用についてホームページを活用する等し、周知を図るとともに運営の適正化を図る。

(付則)

令和元年10月1日施行

社会福祉法人 親和会
ヘルパーステーション北九州サニーホーム
グループホームサニーホーム

介護職員等特定処遇改善に関する職場環境等要件

<p>資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の受講 ～外部・内部研修の受講 ○キャリア段位制度の導入 ～キャリアパス表の作成・導入
<p>労働環境 処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修の受講による雇用管理改善対策の充実 ～制度・法改正時の研修会の受講 ～制度に沿った就業規則・給与規程の整備 ○子育てとの両立を目指す者の育児休業制度等の充実 ～育児・介護休業等規定の整備 ～従事者に合わせたシフト作成 ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ～毎日・定期的なミーティングの実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ～マニュアル等の整備 ○健康診断の実施 ～定期的な健康診断の実施
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ～介護サービス情報公表制度を活用しての情報公開 ○中途採用者に特化した人事制度の確立 ～就業規則等の整備 ～従事者に合わせたシフト作成
<p>見える化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等特定処遇改善加算についてホームページへの掲示 ～ホームページに掲載 ～対象職員に周知・同意を得る